

スポーツ少年団・道場等の移籍等への対応に関する内規

滋賀県柔道連盟に登録している地域道場(以下、滋賀県地域道場という)に入部・入会しようとする者のうち、入部・入会しようとする以前もしくは入部・入会しようとしているときに、他の滋賀県地域道場または滋賀県外の地域道場(以下、県外地域道場という)に所属していた、もしくは所属している者の滋賀県地域道場への入部・入会時の取り扱い等について、内規を設ける。

第1条(目的)

近年、特に小学生の柔道競技者において、過度な勝利主義やこれによる引き抜き行為等の問題が全国的に発生しており、指導者間や地域道場間のトラブルが発生している事例がある。これに対して全国の各都道府県柔道連盟では競技者の移籍に対して制約を設ける動きがある。このような背景のなか滋賀県柔道連盟においても、引き抜き行為の抑制、過度な勝利主義の健全化、地域道場の健全運営を促すこと、健全な青少年育成を目指すこと、指導者間や地域道場間のトラブルを未然に防ぐこと等を目的として、柔道競技者の移籍に対して内規を設けることとした。

第2条(対象)

1. 本内規によって制約を受ける対象者は、次の(1)、(2)および(3)に掲げるものをいう。
 - (1) 滋賀県地域道場に入部・入会しようとする者のうち、入部・入会しようとする日から過去6ヶ月間の期間(入部・入会しようとする日も含む)において、他の滋賀県地域道場あるいは県外地域道場(以下、移籍元道場という)に所属していたことがある、あるいは所属している者及びその保護者。(以下、移籍者という)
 - (2) 前記1. に掲げる者の入部・入会を受け入れようとする、あるいは受け入れた滋賀県地域道場(以下、移籍先道場という)及び移籍先道場の代表者。
 - (3) 移籍元道場及びその代表者。移籍元道場が複数ある場合は、そのすべての移籍元道場及びその代表者。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本内規の対象外とする。
 - (1) 前項(1)に掲げる者が滋賀県地域道場に入部・入会しようとするとき、移籍元道場がすでに解散あるいは滋賀県柔道連盟の登録から外れていて、このことを滋賀県柔道連盟が確認できる場合。
 - (2) 滋賀県柔道連盟会長が、特に止むを得ないと認めた場合。

第3条(制約)

1. 移籍者の移籍に際しては、移籍者、移籍先道場の代表者及び移籍元道場の代表者は、互いに誠意を持って対応しなければならない。

2. 移籍者と移籍先道場の代表者は、その責任において、移籍元道場の代表者の同意を得たうえで、別に定める書式に基づいて移籍同意確認届を作成し、移籍者が移籍先道場に入部・入会する日までに移籍同意確認届を滋賀県柔道連盟に提出しなければならない。
3. 移籍者、移籍先道場の代表者及び移籍元道場の代表者は、滋賀県柔道連盟への移籍同意確認届の提出の前後にかかわらず、移籍に関して滋賀県柔道連盟から照会があった場合は、誠意を持って回答しなければならない。
4. 移籍者の移籍に際して、移籍元道場の代表者は移籍者に対して、移籍同意確認届の提出日から起算して6ヶ月間を上限に、滋賀県柔道連盟が主催する大会(予選会含む)及び合同練習会への出場を制限する権利を有することとする。ただし、移籍元道場の代表者はその権利を放棄しても良い。
5. 移籍元道場の代表者が有する前記3.に掲げる権利について、移籍元道場の代表者はその責任において、移籍後の県大会及び全国大会予選等の出場を制限する期間あるいは権利放棄する旨を、移籍者及び移籍先道場の代表者に対して、移籍同意確認届の提出までに明確に提示しておかなければならない。
6. 移籍者の移籍に際して、移籍先道場からの引き抜き行為、過度な勝利主義等を背景とした移籍、移籍元道場(指導者、保護者会、後援会などを含む)内でのトラブルに起因する移籍であって青少年育成上好ましくないと滋賀県柔道連盟が判断するもの、移籍元道場での移籍者に対する育成放棄や指導放棄に起因するもの、移籍同意確認届の偽造や捏造、滋賀県柔道連盟からの照会に対する回答拒否や虚偽回答、その他青少年育成上好ましくないと滋賀県柔道連盟が判断するものなど、柔道精神に反する行為が認められた場合は、滋賀県柔道連盟は別に規定する制裁措置を科することができる。

第4条(制裁処置委員会)

1. 会長は、違反行為が疑われる事案について本連盟で処分が必要と認める場合には制裁処置委員会を設置する。
2. 制裁処置委員会の委員は本連盟の役員で構成し、3名以上とする。
3. 制裁処置委員会は、会長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて、審議の上、処分案を会長に答申するものとする。
4. 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

第5条(制裁措置)

第3条6項に掲げるような柔道精神に反する行為が認められた場合は、滋賀県柔道連盟は、行為を行った者に対して以下に掲げる制裁措置を科す。

- (1) 行為を行った移籍者、移籍先道場あるいは移籍元道場に対して、滋賀県柔道連盟が主催する大会(予選会含む)及び合同練習会への出場権を停止する。
- (2) ただし、出場権を停止する期間は、対象とする行為を滋賀県柔道連盟が確認、認定した

日から起算して6ヶ月間を上限とし、その行為の重大さに応じて、その都度期間を設定することができる。

第6条(不服申し立て)

1. 処分を受けた者は、処分に不服がある場合には、県柔連に対して文書により不服を申し立てることができる。
2. 不服の申し立ては、処分を受けた日から14日以内になされなければならない。

第7条(非保証)

滋賀県柔道連盟は移籍者の移籍を保証する責任を負わない。

附 則 (施行期日)

1. この内規は、平成27年4月1日から施行する。
(経過規定)
2. この内規の施行前に行われた移籍については、本内規の制約を受けない。

年 月 日

滋賀県柔道連盟会長 殿

移籍先道場名

代表者氏名

㊟

移籍者

(保護者名)

㊟

※移籍者が未成年の場合保護者が署名

移籍元道場名

代表者氏名

㊟

移 籍 同 意 確 認 届

この度、次の者が下記理由により所属道場を移籍することになりましたので、内規第3条2項に基づき報告します。

なお、本件の移籍は、移籍者、移籍先道場および移籍元道場すべての合意のうえでの移籍であり、上記いずれの関係者間において何ら問題は存在しないことを確認しておりますので、併せて報告します。

移籍者	(ふりがな) 本人氏名	
	学年	
	住所	〒
移籍先 道場	団体名	
	代表者名	
	住所	〒
	電話番号	
移籍元 道場	団体名	
	代表者名	
	住所	〒
	電話番号	
移籍理由		